

介護支援専門員証の 更新手続きについての御案内

令和7年3月13日更新

- ・ 必ず、全てお読みくださるようお願いします。
- ・ 不明な点がある場合や、念のため提出書類を確認したい場合等、遠慮無くお問い合わせください。
- ・ 裏面のチェック票により確認の上、提出してください。

<令和7年度更新手続きの対象者>

次の要件を全て満たす方

- (1) 和歌山県で介護支援専門員の登録を受けている方
(証の交付者が和歌山県知事)
- (2) 更新に必要な研修を修了している方
- (3) 有効期間が令和8年1月から令和8年12月の間に満了する方

<申請書の受付期間>

各研修修了証明書受領後～令和7年12月19日(金)

※令和7年度までに更新に必要な研修を修了済の方も、上記期間までにご提出ください。

<有効期間を更新しない場合>

有効期間満了後、介護支援専門員証を下記まで郵送又は持参で返還してください。

(問合先・提出先)

和歌山県 長寿社会課 振興班

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-2519

FAX 073-441-2523

介護支援専門員証の更新に係る申請関係書類等 チェック票

チェック欄	提出書類・注意事項等	
A	第8号様式 介護支援専門員証交付申請書（有効期間の更新）※次項(1)参照	
B	和歌山県証紙 3,000 円（Aに貼り付ける） ※次項(2)参照	
C	写真（上三分身・正面・脱帽・無背景、6か月以内に撮影したもの） <input type="checkbox"/> 縦3 cm×横2.4 cmの大きさに切る <input type="checkbox"/> 裏面に氏名を記入	
D	介護支援専門員証（ <u>原本</u> ） ※証を紛失した場合は「第9号様式 紛失の届出書」を提出 ※次項(1)参照	
E	更新に必要な研修の修了証明書の写し（コピー） <u>令和3年度以降</u> に修了したものに限る。（次のア～キのいずれか） ※前回の更新手続きの際に提出した修了証明書を除く。	
	ア	更新研修（実務未経験者）
	イ	更新研修（実務経験者・全課程） ※専門研修課程Ⅰ及びⅡ相当のもの
	ウ	①専門研修課程Ⅰと②専門研修課程Ⅱ
	エ	①専門研修課程Ⅰと②更新研修（専門研修課程Ⅱ相当）
	オ	専門研修課程Ⅱ
	カ	更新研修（専門研修課程Ⅱ相当） ※2回目以降の更新の場合
キ	主任更新研修 ※主任介護支援専門員研修ではありません	
D	「番号確認書類」及び「身元確認書類」の写し並びに、本人確認書類チェックリスト（持参により提出する場合は写しの添付ではなく原本の提示でも可能）	

県に登録している氏名・住所に変更がある場合は上記A～Eと併せてF・Gも提出してください。

（和歌山県介護支援専門員協会に提出した訂正様式では登録情報は変更できません）

F	第3号様式 登録事項の変更届出書 ※次項(1)参照	
G	●氏名変更の場合は戸籍抄本の原本	変更事項に応じていずれか又は両方を添付発行日から6か月以内のもの
	●住所変更の場合は住民票の原本 ※次項(3)参照	

< 更新の手続方法について >

更新に必要な研修を修了していない方は、先に必要な研修を修了してください。

(1) 各種様式について

和歌山県長寿社会課のホームページに掲載していますので、各自印刷をお願いします。
印刷できない場合は、御連絡ください。

和歌山県 HP「介護支援専門員関係様式」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/senmonin/youshikimidashi.html>

※各種様式に関して、改める場合がありますので最新の様式をご利用ください。

(2) 和歌山県証紙について

収入印紙ではありませんので御注意ください。

(3) 提出物の作成について

各様式下部の注意事項もよくお読みいただいた上で作成してください。

特に、住所変更で、登録住所から現住所までの間に複数回転居されている場合は、全ての住所が確認できる証明書が必要です。通常の住民票では確認できないことがありますので、その場合は戸籍の附票等が必要になります。証明書の記載事項については取扱窓口や市町村等で御確認ください。

(4) 提出方法

提出書類一式を、『簡易書留郵便』もしくは持参で提出してください。

写真は傷がついたり他の書類に紛れないように（ビニール袋や別途封筒に入れるなど）提出してください（写真の裏面に必ず氏名を記入してください）。

提出書類は三つ折り等にして、定形郵便で送付していただいてもかまいませんが、県証紙が破損しないように御注意ください。

(5) 提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県 長寿社会課 振興班 あて

(6) 新しい証の交付について

申請書の受付順に交付しますが、申請の状況によっては、お手元に届くまでに1か月程度かかる場合がありますので証のコピーをとっておいてください。

※簡易書留郵便で登録住所へ郵送します。

(7) 更新後の有効期間満了日について

更新後の有効期間は、申請書を受理した日や証の交付日に関わらず、**現在の有効期間満了日の翌日から起算して5年**を経過する日となります。

(現在の有効期間満了日が令和8年3月31日の場合、更新後の有効期間満了日は令和13年3月31日となります。)

(8) 主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間への置き換えについて

主任介護支援専門員更新研修を修了された方は、介護支援専門員証の有効期間を、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えることが可能です。

置き換えが可能な条件として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期限が、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日の5年後より前であることが求められます。主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期限が、介護支援専門員証の有効期間満了日の5年後より後の場合、置き換えはできません。

【例】置換交付ができない場合

- ・主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日：令和14年11月29日
- ・現にお持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日：令和8年3月14日

主任ケアマネ更新研修修了証明書の 有効期間満了日	現在の介護支援専門員証有効期間 +5年後
令和14年11月29日	令和13年3月14日

介護支援専門員証の更新を行った場合の有効期間(令和13年3月14日)より、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間(令和14年11月29日)のほうが後のため、置換交付は不可。

【例】置換交付ができる場合

- ・主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日：令和13年3月14日
- ・現にお持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日：令和8年11月29日

主任ケアマネ更新研修修了証明書の 有効期間満了日	現在の介護支援専門員証有効期間 +5年後
令和13年3月14日	令和13年11月29日

介護支援専門員証の更新を行った場合の有効期間(令和13年11月29日)より、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間(令和13年3月14日)のほうが前のため、置換交付は可。

(9) 研修の修了証明書を紛失した場合

平成29年度以降の専門研修、更新研修、主任更新研修は(一社)和歌山県介護支援専門員協会(☎073-421-3066)が証明書を発行します(別途手数料がかかります)。

(10) その他留意事項

提出書類が不足している場合は受付できません。提出前に、チェック票等で必要な書類を確認してください。